



# もうすぐスタート!

# 介護保険

**要介護認定の申請(受付)は平成11年10月1日から始まります**

## 介護保険に加入するのはだれ?

65歳以上の方（第1号被保険者）と、40歳以上65歳未満の医療保険に入りしている方（第2号被保険者）

が介護保険に入ります。  
40歳を過ぎると、老化に伴う病気の発生が考えられる年齢となるうえ、また親の高くなるなど、介護が身近なものになつてくるからです。

介護保険が実施されるのは平成12年4月からですが、要介護者（ねたきりや痴呆等）がサービスを受けるための認定申請は平成11年10月1日から始まります。保険証を持参すればいつでも医師にかかる医療保険とは違い、介護保険では介護します。

サービスを利用する前に一連の手続きが必要になります。

65歳以上の人（第1号被保険者）

家事を含む日常生活への支援や、ねたきり、痴呆などで介護が必要なとき、いつでも申請できます。

介護サービスを申請できる人は?

介護サービスを利用する

には、介護を必要と思われる人が対象となり、どれくらいの介護が必要かを公平に判定する「要介護認定」を受けます。要介護認定では、寝たきりや痴呆など介護が必要な状態かどうかだけではなく、介護の手のかかり具合（要介護度）も判定します。要介護度により、

老衰にともなう病気（初老期痴呆や脳血管障害など）によつて、介護が必要になつたとき申請できます。

40～64歳の人（第2号被保険者）

は、寝たきりや痴呆など介護が必要な状態かどうかだけではなく、介護の手のかかり具合（要介護度）も判定します。要介護度により、

在宅サービスを受けられる額や、施設に入った場合のサービスの額が異なります。

介護サービスを申請できるのは、次に該当する人で

